

# 令和3年 第5回（6月） 筑紫野市議会定例会

## 【総務市民委員会 委員長報告】

議案第42号から議案第45号までの4件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第42号 筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第43号 財産（物品）の取得』の件について、ご報告いたします。

本件は、消防ポンプ車（筑紫分団7号車）の老朽化に伴い、車両の更新を行うため、消防ポンプ車を新たに指名競争入札で1979万4274円で取得するものです。

委員会では、消防団の消防車両の更新計画はどのようになっているのか、との質疑があり、執行部からは、平成21年度から更新計画を進めており、車両の導入から20年経過したものから順次更新

している、との答弁がありました。

また、私から、更新対象となった車両の取り扱いはどのようになるのか、との質疑を行い、執行部からは、現在の車両に積んでいる資機材のうち、使用に耐えるものは取り外して今後も使用し、車両本体については処分する予定である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第44号 筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードの再交付手数料の徴収の主体が市から地方公共団体情報システム機構に変わることから、再交付に係る手数料の徴収規定を削除するため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、今後は地方公共団体情報システム機構が市に徴収事務を委託するということだが、再交付に係る手数料はどのような取り扱いになるのか、との質疑があり、執行部からは、徴収の主体が地方公共団体情報システム機構となるため、市が徴収した手数料は歳入歳出外現金に納入し、年度末に地方公共団体情報システム機構に支払いを行う、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第45号 筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を変更する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

## 令和3年 第5回（6月） 筑紫野市議会定例会

### 【総務市民委員会 委員長報告】

「議案第47号 令和3年度筑紫野市一般会計補正予算（第3号）」の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、歳出予算として、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に食料品や日用品等を提供するため、自宅療養者食料物資支援事業を450万円増額し、歳入予算として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を同額、増額するものです。

委員会では、どのような流れで支援を行うのかとの質疑があり、執行部からは、保健所が自宅療養者に経過観察の連絡をする際に当該事業について案内し、自宅療養者などから市へ申し込みをしてももらうことを予定している。その際に必要物資を聞き取り、その後、物資を自宅へ配送する流れを考えているとの答弁がありました。

また、一委員から、県事業の対象とならない部分を支援したいとの説明があったが、具体的にはとの質疑があり、執行部からは、県から配送される物資はパッケージ化されているため、特に衛生用品などの、その世帯特有の物資が入っていない可能性があり、市としては個々に聞き取りを行いながら県事業の対象とならない部分を支援したいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

## 令和3年 第5回（6月） 筑紫野市議会定例会

### 【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第48号 令和3年度筑紫野市一般会計補正予算（第4号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の歳出予算の主な内容は、児童福祉施設整備事業として2億4000万円の増額、新型コロナウイルス感染症関連予算として、要介護高齢者支援事業を760万円、保育所等ICT化推進支援事業を150万円、テイクアウト支援事業を3020万円の増額などをするものです。

委員会では、児童福祉施設整備事業の補正額の根拠は、との質疑があり、執行部からは、児童福祉施設の整備に係る補助事業費が約3億2000万円であるが、そのうち国の補助が3分の2、市の負担が12分の1となるため、それらの合計額を計上している、との答弁がありました。

また、一委員からテイクアウト支援事業の対象となる要件は、との質疑があり、執行部からは、主に、営業許可を受けた市内に店舗を有する中小企業事業者であり、申請日においてテイクアウトを実施しており、その後も約1か月以上継続すること。また、広告の掲載等を行っていることが給付対象の要件と考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

## 令和3年 第5回（6月） 筑紫野市議会定例会

### 【総務市民委員会 委員長報告】

「議案第49号 令和3年度筑紫野市一般会計補正予算（第5号）」の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の歳出予算の内容は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業として3260万円の増額、巡回福祉バス運営事業として340万円の増額をするものです。

委員会では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について、総合支援資金の借入限度額に達している世帯を支援することだが、現状の世帯数と想定世帯数は、との質疑があり、執行部からは、現時点で借入限度額に達している世帯は約100世帯で、予算上の想定世帯数は約130世帯を見込んでいる、との答弁がありました。

また、一委員から、巡回福祉バス運営事業について、接種時間の延長期間が延びた場合の対応は、との質疑があり、執行部からは、利用状況をみながら必要に応じて検討していくことになるのではないかと考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。